**○東北地方整備局告示第百四十三号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

東北地方整備局長　青山　俊行

(1) 登録年月日　平成二十二年十月三日
(2) 登録番号　東北地方整備局長　2
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人岩手県建築住宅センター
(4) 住所　岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目七番一号
(5) 代表者の氏名　福井　正明
(6) 登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地　岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目七番一号
(8) 法第十三条の評価員の氏名　茅森　吉則、奥寺　修、佐々木範夫、伊藤　健、横坂　徹、山口　裕之、吉田藤四郎、佐藤　学
(9) 役員の氏名　福井　正明、佐藤　元彦、金田　義徳、茅森　吉則、齊藤　喜範、尾美　裕功、八重樫　実、高橋　又男、湯沢　豊、小川　惇、村上　勝郎、山本　博、高橋　克公、佐藤　彰
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　奥寺　修
(11) 評価の業務を行う区域　岩手県の全域

**○東北地方整備局告示第百四十四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

東北地方整備局長　青山　俊行

(1) 登録年月日　平成二十二年十月三日
(2) 登録番号　東北地方整備局長　1
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社建築住宅センター
(4) 住所　青森県青森市本町二丁目九番十七号
(5) 代表者の氏名　原田　邦治
(6) 登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地　青森県青森市本町二丁目九番十七号
青森県弘前市大字駅前三丁目三番地六
青森県八戸市北インター工業団地一丁目四番四十三号
(8) 法第十三条の評価員の氏名　越後　知樹、中島　恭子、二ツ森勇賢、松山　健、福士　寛志、樋口　一人、竹森　正、成田　一輝、坂本　憲一、中田　憲明、高畑美智留、平野　拓朗、長尾　陽一
(9) 役員の氏名　原田　邦治、木田　裕、楠田　勝彦、宮﨑　貴雄、吉﨑　義起、妻神　敬悦、篠﨑　由雄、蝦名　直人、岩崎　英樹、佐々木眞悦、柏　秀人
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　木田　裕
(11) 評価の業務を行う区域　青森県の全域

**○東北地方整備局告示第百四十五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

東北地方整備局長　青山　俊行

(1) 登録年月日　平成二十二年十月三日
(2) 登録番号　東北地方整備局長　6
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社東北建築センター
(4) 住所　宮城県仙台市泉区泉中央三丁目二番十
(5) 代表者の氏名　若生　裕俊
(6) 登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地　宮城県仙台市泉区泉中央三丁目二番十
(8) 法第十三条の評価員の氏名　繁名　要治、佐藤　力夫、伊藤　正博
(9) 役員の氏名　若生　裕俊、寒澤　徹、中谷　広典、鈴木　雅昭
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　繁名　要治
(11) 評価の業務を行う区域　宮城県の全域